

請願第 22 号～請願第 28 号及び請願第 33 号 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地売却の見直し等について
 請願第 29 号 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会の選考結果に基づく事業予定者決定の取り消しについて
 請願第 31 号 旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募事業に関して財政局が行った違反行為の是正等について

1 前回の常任委員会以降の対応状況等

平成 25 年 1 月 19 日	霧が丘地区の自治会長への事業説明会を実施
1 月 22 日	住民監査請求の結果公表
1 月 26 日	霧が丘連合自治会定例会において監査結果を説明
1 月 28 日	事業予定者決定の取消

[参考]これまでの経緯と継続審査となっている請願項目(別紙1)

2 霧が丘地区の自治会長への事業説明会

開催日時:平成 25 年 1 月 19 日 18:30～20:30

場 所:霧が丘コミュニティハウス

出席者:地域 霧が丘地区 13 自治会長

行政 緑区区政推進課(事務局)及び財政局資産経営課

財政局より、これまでの経緯や地域から出されている請願の内容とそれに対する横浜市の考え方を説明した後、様々なご意見を頂戴いたしました。

【主なご意見】

- ・ 跡施設活用検討委員会では、旧霧が丘第一小学校を地域で活用しないとまでは決めていないのではないかと。
- ・ 跡地活用について、跡施設活用検討委員会の解散後に住民との協議や検討があるべきだった。
- ・ 霧が丘地区の分裂を避けたい。
- ・ 住民への説明や情報提供、住民との意見交換が足りない。もっと時間をかけてほしい。
- ・ 裁判や住民監査請求の推移を見守りたい。 など

3 住民監査請求の結果 (別紙2)

4 事業予定者決定の取消

本市としては、行政の手続きの適正な実施が求められる中、本件委員会が違法であるとされたことを重く受けとめ、事業予定者の決定を取り消しました。

5 今後の対応

市会や地域の皆様のご意見を踏まえ、緑区と連携し、時間を掛けて丁寧に対応してまいります。

これまでの経緯と継続審査となっている請願項目

1 これまでの経緯

平成 16 年 5 月～11 月	地域の代表の皆様、PTA代表の皆様、学校関係者からなる「霧が丘地区小規模校再編検討委員会」で検討
平成 16 年 12 月 1 日	再編検討委員会より横浜市教育委員会に対して意見書が提出される。 （「霧が丘地区の 3 小学校を再編統合すべき」、「統合先は霧が丘第二小学校が適当」）
平成 17 年 2 月～12 月	地域の代表の皆様、学校施設利用・社会福祉活動団体などの関係者の皆様からなる「霧が丘地区小学校跡施設活用検討委員会」で検討
平成 17 年 12 月 16 日	活用検討委員会から緑区長に意見書が提出される。 （「地域施設は全て霧が丘第三小の跡施設で実現」、「必要な機能・用途は、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、防犯・防災活動拠点、グラウンド・体育館等」）
平成 18 年以降	霧が丘第一小学校の跡利用について、横浜市において検討を開始
平成 18 年 4 月 1 日	3 校閉校、霧が丘小学校開校
平成 20 年 1 月	公募に向けて緑区選出市議員への個別説明
平成 20 年 1 月 26 日	霧が丘第一小の公募（募集用途：学校限定）について霧が丘連合自治会へ説明
平成 20 年 4 月 1 日	地域施設「霧の里」開所（地域ケアプラザ、コミュニティハウス、グラウンド・体育館等）
平成 20 年 3 月 28 日	市ホームページにて公募開始の公表及び記者発表の実施（募集用途：学校限定）
平成 20 年 4 月 4 日	公募要項の配布開始
平成 20 年 9 月 26 日	事業予定者を「学校法人 高根学園」に決定（小学校の新設） 市ホームページにて公表及び記者発表の実施
平成 21 年 10 月 30 日	辞退届の提出により事業予定者取消 市ホームページにて公表及び記者発表の実施
平成 22 年 12 月	再公募に向けて緑区選出市議員への個別説明
平成 22 年 12 月 10 日	再公募の概要について霧が丘地区に資料回覧 → 特に意見なし （募集用途：学校、戸建て住宅、共同住宅、福祉施設など）
平成 23 年 1 月	再公募の概要について市ホームページにて公表
平成 23 年 7 月 27 日	市ホームページにて再公募開始の公表及び記者発表の実施 （募集用途：学校、戸建て住宅、共同住宅、福祉施設など）
平成 23 年 7 月 28 日	公募要項の配布開始
平成 23 年 11 月～12 月	旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会で審査
平成 23 年 12 月 27 日	事業予定者を「タクトホーム株式会社」に決定（防災広場を持つ 76 戸の戸建て住宅地）
平成 24 年 2 月 9 日	緑区議員団会議において、事業予定者の決定及び事業説明会の開催について説明
平成 24 年 3 月 11 日	霧が丘地区の住民に対する事業説明会（58 名参加）

平成 24 年 4 月 1 日	霧が丘地区の住民に対する事業説明会（47 名参加）
平成 24 年 4 月 21 日	霧が丘六丁目自治会長、副会長への説明
平成 24 年 6 月 17 日	霧が丘六丁目自治会第一小学校売却問題検討委員会委員への説明
平成 24 年 6 月 23 日	霧が丘連合自治会への説明、霧が丘六丁目自治会及び同自治会第一小学校売却問題検討委員会からの市長陳情書受理（7 月 17 日付回答）
平成 24 年 6 月 25 日	緑区議員団会議において状況説明
平成 24 年 7 月 4 日	霧が丘六丁目自治会からの市長陳情書受理（7 月 18 日付回答）
平成 24 年 7 月 17 日	住民監査請求及び横浜市会議長あて陳情書提出（付託外） （「売却の中止」、「地域まちづくり推進条例に基づく協議の開始」）
平成 24 年 9 月 3 日	「売却見直し」及び「地域まちづくり」の協議開始を求める請願（請願第 17 号）の提出
平成 24 年 9 月 7 日	監査結果の公表（棄却）
平成 24 年 9 月 10 日	売買契約の差止を求める住民訴訟の提起
平成 24 年 9 月 17 日 9 月 18 日	本常任委員会において請願審査（不採択）
平成 24 年 11 月	「売却見直し」及び「地域まちづくり」の協議開始を求める請願（請願第 22 号～28 号及び 33 号）、事業予定者決定の取り消しを求める請願（請願第 29 号）、違反行為の是正等を求める請願（請願第 31 号）の提出
平成 24 年 11 月 26 日	住民監査請求の提出（審査委員会委員に支払われた報酬の返還請求）
平成 24 年 12 月 17 日	本常任委員会において請願審査（継続審査）

2 継続審査となっている請願項目

請願項目		請願番号				
		22 号、24 号 25 号、26 号 28 号 (自治会関連)	23 号、27 号 33 号 (自治会関連)	29 号	31 号	
売却の見直し		○	○			
地域住民とのまちづくり協議開始		○	○			
売却価格		○				○
審査委員会関連	①委員会設置	○		○		○
	②委員への支出(返還請求)			○		
	③利害関係者	○				○
	④要綱の決裁区分					○
	⑤事務局の説明					○
⑥事業予定者の取消				○		○

平成25年1月22日
監査事務局監査課

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法第242条に基づき監査を行い、監査結果を公表しましたので、お知らせします。

審査委員会の報酬に関するもの

経 過

- 平成24年11月26日 監査請求書受付
 平成24年12月21日 監査請求人及び関係職員の陳述
 平成25年1月11日 監査委員会議にて審議
 平成25年1月18日 監査委員会議にて審議（結果決定）
 平成25年1月22日 監査結果公表

監査請求書の要旨

「旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募審査委員会」（以下「本件委員会」という。）は、地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関に該当し、附属機関は条例により設置しなければならない。しかし、本件委員会は条例ではなく要綱により設置されており、地方自治法に違反している。違法に設置された本件委員会の委員への報酬は、不当利得といえるので、本件委員会委員に支払われた報酬を返還させる措置を求める。

監査の結果

本件請求には理由がないと認めます。（棄却）

＜監査委員の判断＞

本件委員会は、旧横浜市立霧が丘第一小学校跡地活用事業者公募事業において、応募者の事業提案の内容を審査し、応募者の中から事業予定者を選考し、財政局長へ報告することを職務とする機関である。このような本件委員会は、執行機関の行政執行のため、あるいは行政執行に必要な審査、調査等を行うことを職務とする合議制の機関であり、附属機関に該当する。そうすると、本件委員会は条例に基づき設置すべきものであり、要綱で設置することは違法である。

しかしながら、本件委員会を要綱で設置したことが違法であったとしても、それにより、直ちに各本件委員会委員に支払われた謝金が不当利得となるのではなく、民法第703条所定の要件を充足するかを検討する必要がある。

本件委員会委員は、事業予定者を選考するにあたり、専門的知見を提供する有識者として財政局長より依頼され、本件委員会に出席して審議を行い、事業予定者を選考し財政局長に報告し、委員としての役割を果たしている。

各本件委員会委員に支出された金銭は、役務の対価であり、その金額も相当な範囲内のものといえる。したがって、本件委員会が地方自治法に定められた附属機関に該当するとしても、各本件委員会委員の謝金の受領は、法律上の原因がない不当利得に当たるとはいえない。

よって、横浜市は不当利得返還請求権を有しておらず、不当利得を返還すべきという請求人の主張には理由がない。

地方自治法抜粋

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第三百三十八条の四

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～3 省略

4 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

5～9 省略

民法抜粋

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのため他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

お問い合わせ先

監査事務局監査課長 林 賢是 Tel 045-671-3354